

旭川市備蓄計画の改定について

1 概要

旭川市備蓄計画は、災害対策基本法及び旭川市地域防災計画に基づき、本市における今後の備蓄の在り方等に係る基本的な方針を示すため、平成 27 年 12 月に策定した計画です。

本市では同計画に基づき食料品や生活必需品などを整備し、市内の小中学校等に分散配置していますが、前回改定から 5 年後となることから、計画改定を予定しています。

2 検討事項

- 発災後、本市が賄う備蓄品必要数の見直し
- 要配慮者に対応する食料品や生活必需品の拡充
- 良好な避難所環境を確保するための簡易ベッドや間仕切りテントの整備 など

※いずれも能登半島地震における実例等を踏まえた検討事項となります。

今後、庁内照会その他、国・道の動向、他都市の事例などを参考に見直しを行います。

【参考】現計画における備蓄目標値と備蓄数

○ 食料品

品目	目標値	備蓄数（令和 7 年度末見込）
主食 （アルファ化米・25 年保存食）	90,000 食	56,680 食
補食 （野菜ジュース・栄養機能食品）	30,000 食	30,400 食
乳児用ミルク	1,200 食	1,262 食
離乳食	700 食	700 食

○ 生活必需品

品目	目標値	備蓄数（令和 7 年度末見込）
毛布	13,500 枚	7,775 枚
防災マット	13,500 枚	7,101 枚
寝袋	13,500 枚	7,044 枚
簡易トイレ	210 個	175 個
哺乳瓶	1,200 個	1,248 個
おむつ・生理用品 トイレットペーパー など	防災協定や避難所となる施設のストック等により対応	